

○非常勤隊員の身分取扱いに関する達

昭和30年5月25日
海上自衛隊達第14号

改正	昭和32年2月2日	海上自衛隊達第4号	[第1次改正]
	昭和34年5月22日	海上自衛隊達第41号	[第2次改正]
	昭和58年8月6日	海上自衛隊達第36号	[第3次改正]
	昭和63年12月28日	海上自衛隊達第72号	[第4次改正]
	平成2年9月28日	海上自衛隊達第31号	[防衛庁職員給与法の一部を 改正する法律等の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達1条による改 正]
	平成4年4月27日	海上自衛隊達第23号	[第5次改正]
	平成22年1月18日	海上自衛隊達第1号	[第6次改正]
	平成23年4月1日	海上自衛隊達第15号	[第7次改正]
	平成30年3月15日	海上自衛隊達第5号	[第8次改正]
	令和2年11月4日	海上自衛隊達第52号	[第9次改正]

非常勤隊員の身分取扱いに関する達を次のように定める。

非常勤隊員の身分取扱いに関する達

(趣旨)

第1条 この達は、隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第66号。以下「訓令」という。）第12条の2に定める非常勤の隊員（以下「非常勤隊員」という。）の海上自衛隊における身分の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(期間業務隊員の区分)

第2条 訓令第12条の2第2項に規定する期間業務隊員のうち事務的一般業務に従事する者を「事務補佐員」といい、技術に関する知識又は技量を必要とする業務に従事する者を「技術補佐員」という。

(採用及び退職)

第3条 訓令第12条の2第3項第2号の規定により非常勤隊員を採用する場合、部隊等（海上自衛隊の部隊及び機関（海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）以下同じ。）の長は現に採用している期間業務隊員の能力の実証等を別に定める様式により任免権者に送付する。

2 非常勤隊員が任期途中で退職する場合、部隊等の長は任免権者に退職願を送付する。

3 非常勤隊員の採用及び退職に当たっては、前2項に定めるもののほか、訓令及び訓令に基づく特別の定めによる。

(分限及び服務)

第4条 非常勤隊員は、分限及び服務に関して自衛隊法（昭和29年法律第165号）及び同法に基づく命令の規定によるものとする。

(勤務時間)

第5条 非常勤隊員の勤務時間及び休暇は、自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第43号）の定めるところによる。ただし、部隊等の長は、第6条の2に規定する超過勤務手当相当額を支給することが

できる予算の範囲内において、業務の必要により正規の勤務時間を超えて勤務させることができる。

(非常勤隊員の給与)

第6条 非常勤隊員の給与は、原則として、人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）第3条に定める級別標準職務に応じて算出した俸給の月額に地域手当を加算した額を21で除して得た額（以下「給与の日額」という。）を基準として決定する。

2 非常勤隊員には、給与の日額に初日から末日までの間に実際に勤務した日数を乗じて得た額を給与として事務官等（防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）第4条第1項に規定する事務官等をいう。以下同じ。）の俸給支給日に支給する。

3 非常勤隊員には、この達に定める給与以外の給与は支給しない。

4 非常勤隊員が遅刻又は早退した場合には、勤務しなかつた時間に応じて給与を減額する。

5 前項により減額する1時間当たりの給与の額（以下「1時間当たりの給与の額」という。）は、給与の日額を7.75で除して得た額とする。この場合において、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(超過勤務手当相当額の支給)

第6条の2 第5条ただし書の規定により正規の勤務時間を超えて勤務した場合は、その勤務1時間につき1時間当たりの給与の額の100分の125に相当する額を超過勤務手当相当額として支給する。

2 正規の勤務時間による勤務又は第5条ただし書の規定による勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間における場合はその勤務1時間につき1時間当たりの給与の額の100分の150に相当する額を超過勤務手当相当額として支給する。

(通勤手当相当額の支給)

第6条の3 非常勤隊員には、事務官等に支給される通勤手当に準じて、予算の範囲内において通勤手当相当額を支給する。

(期末手当及び勤勉手当相当額の支給)

第6条の4 6月1日又は12月1日に在職する非常勤隊員のうち事務官等とほぼ同様の勤務を行っている者（任期が相当長期にわたる者に限る。）に対しては、期末手当及び勤勉手当に相当する額を、勤務期間、勤務実績等を考慮の上支給するものとする。この場合において、期末手当及び勤勉手当に相当する額の支給に当たっては、予算の範囲内において、事務官等に支給される期末手当及び勤勉手当との均衡を考慮して支給しなければならない。

(退職手当の支給)

第7条 非常勤隊員に対する退職手当の支給については、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）の定めるところによる。

(健康保険等の加入)

第8条 非常勤隊員は、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国家公務員共済組員法（昭和33年法律第128号）又は雇用保険法（昭和49年法律第116号）の定めるところによりそれぞれの被保険者となる。

(災害補償)

第9条 非常勤隊員の公務災害については、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）第27条において準用する国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）の定めるところによる。

附 則

この達は、昭和30年6月1日から施行する。

附 則〔第1次改正による附則〕

この達は、昭和32年2月1日から施行する。

附 則〔第2次改正による附則〕

- 1 この達は、昭和34年5月22日から施行する。
- 2 昭和34年6月において支給する給与については、改正後の第6条第2項中「11日」とあるのは「16日」と読み替えるものとする。

附 則〔第3次改正による附則〕

この達は、昭和58年8月6日から施行する。

附 則〔第4次改正による附則〕

この達は、昭和64年1月1日から施行する。

附 則〔防衛庁職員給与法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成2年10月1日から施行する。

附 則〔第5次改正による附則〕

この達は、平成4年5月1日から施行する。

附 則〔第6次改正による附則〕

この達は、平成22年1月18日から施行する。ただし、第6条第1項の改正規定は平成18年4月1日から、第6条第5項の改正規定は平成21年4月1日から、それぞれ適用する。

附 則〔第7次改正による附則〕

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則〔第8次改正による附則〕

この達は、平成30年4月1日から施行する。

附 則〔第9次改正による附則〕

- 1 この達は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 令和3年1月に支給する給与については、改正後の第6条第2項中「初日」とあるのは、「11日」と読み替えるものとする。